

# 独立行政法人国際交流基金監事監査実施細則

平成 15 年 10 月 1 日  
平成 15 年度細則第 36 号

改正 平成 17 年 6 月 9 日 平成 17 年度規程第 9 号  
平成 27 年 4 月 2 日 平成 27 年度細則第 2 号

## (目的)

第 1 条 この細則は、独立行政法人国際交流基金監事監査規程（以下「規程」という。）第 20 条の規定に基づき監事の行う独立行政法人国際交流基金の監査（以下「監査」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

## (監査事項)

第 2 条 規程第 4 条に規定する監査の対象は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 関係法令、業務方法書、規程等の整備状況及び実施状況
- (2) 中期計画及び年度計画の実施状況
- (3) 組織運営及び人事管理状況
- (4) 決算の状況
- (5) 予算の執行及び資金運用の状況
- (6) 収入及び支出の状況
- (7) 物品及び不動産の管理資産の取得、管理及び処分の状況
- (8) 契約の状況
- (9) 人件費の支給状況
- (10) 海外事務所の業務遂行状況
- (11) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

## (監査の手順等)

第 3 条 規程第 5 条第 2 項の規定に基づく監査の手順は、原則として次の各号に掲げる手順に則り監査を実施する。

- (1) 監査対象部門の長からの概況聴取
- (2) 監査対象部門の担当者からの個別聴取
- (3) 帳票その他証拠書類の原本確認
- (4) 書類と現物との照合確認
- (5) 現地の調査
- (6) 監査終了後の講評

( 監査計画 )

第 4 条 規程第 6 条に規定する監査計画に記載する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ( 1 ) 監査の基本方針
- ( 2 ) 監査の実施期間
- ( 3 ) 監査の方法
- ( 4 ) 監査の対象部門
- ( 5 ) 監査の重点事項
- ( 6 ) 監査の補助者

( 監査記録 )

第 5 条 規程第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定により監査の事務を補助する職員は、監査終了後、監査結果の概要を記した監査記録を作成し、監査終了後速やかに監事に提出しなければならない。

( 監査結果報告書 )

第 6 条 規程第 9 条に規定する業務及び会計の監査結果報告書に記載する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ( 1 ) 監査結果の概要
- ( 2 ) 是正又は改善を要する事項
- ( 3 ) その他必要と認める事項

( 監事に回付する文書 )

第 7 条 規程第 17 条第 2 項第 1 号から第 7 号までに掲げる重要な文書とは、独立行政法人国際交流基金決裁規程(平成 17 規程第 9 号)別表 1 に定める文書のうち理事長の決裁を要することとされている文書で該当するものをいう。

( その他 )

第 8 条 規程及びこの細則に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、監事が理事長と協議して定めるものとする。

附 則 (平成 15 年 10 月 1 日 平成 15 年度細則第 36 号)

この細則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 6 月 9 日 平成 17 年度規程第 9 号抄)

( 施行期日等 )

1 この規程は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

( 独立行政法人国際交流基金監事監査実施細則の一部改正 )

- 3 独立行政法人国際交流基金監事監査実施細則（平成 15 年度細則第 36 号）  
第 7 条中「平成 15 年度規程第 14 号」を「平成 17 年度規程第 9 号」に改める。

附 則（平成 27 年 4 月 2 日 平成 27 年度細則第 2 号）

この細則は、平成 27 年 4 月 2 日から施行する。